

	伊賀市総合計画 (中間案)	伊賀市行財政改革大綱の策定に関する答申 (中間案)
概 要	<p>伊賀市発展のためには、伊賀市全体が一体となって共生・連携し、各地域が持つポテンシャル（潜在的な力）を高めながら、他の圏域と交流していくことにより、自立した伊賀市の創造と、地域の特性を活かした個性あふれ魅力ある地域の形成を目指すことが必要です。</p> <p>そのため、市政運営を総合的・計画的に行うためのまちづくりの基本方針として、広い視野と計画的な視点に立ち、市民の参画を得て、10年後の市の将来像やそれを実現するための基本的な政策を示す「伊賀市総合計画」を策定します。</p>	<p>行政に対する不信、少子高齢化による人口減少時代の到来、厳しい財政状況など全国の市町村を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。</p> <p>そのような中であって、伊賀市では市民の選択と負担に基づき、最適な公共サービスを提供する分権型の市政運営への改革を図り、市民の満足度の向上に努めます。</p> <p>そのため、市政運営について市民の視点から見直し、地方分権の進展に対応した行財政基盤を確立させることを目指し、今後5年間の行財政改革の基本方針として、市民の参画を得て「伊賀市行財政改革大綱」を策定します。</p>
募集期間	1月19日(木)～2月3日(金) 必着	1月16日(月) 必着
募集内容	伊賀市総合計画(中間案)に対する意見	伊賀市行財政改革大綱(中間案)に対する意見
中間案 閲覧方法	伊賀市ホームページ ( <a href="http://www.city.igalg.jp/">http://www.city.igalg.jp/</a> ) をご覧ください。 本庁企画調整課および各支所地域振興課(室)に資料を用意します。	
意見の 提出方法	意見を提出する件名を記載し、ご意見(「該当箇所」およびそれに対する「意見内容」)・住所・氏名・電話番号を明記の上、郵便・FAX・Eメール(添付ファイル不可)・持参のいずれかで提出してください。	
その他	提出していただいたご意見は、計画策定の検討資料とさせていただきます。また、市の意見と併せて伊賀市ホームページで公表します。(個別に回答は行いません。)	
提出先 問い合わせ	〒518-8501 伊賀市上野丸之内116番地 伊賀市役所企画振興部企画調整課政策調整係 ☎22-9620 ☎22-9628 ✉kikaku@city.igalg.jp ※持参の場合は各支所地域振興課(室)でも受け付けます。	〒518-8501 伊賀市上野丸之内116番地 伊賀市役所企画振興部企画調整課行政改革推進係 ☎22-9622 ☎22-9628 ✉kikaku@city.igalg.jp ※持参の場合は各支所地域振興課(室)でも受け付けます。

## 伊賀市総合計画タウンミーティングを開催

本年度策定する「伊賀市総合計画」について、タウンミーティングを開催します。

総合計画審議会において審議・検討を重ね、まとめていただいた中間案を基に、市民の皆さんから広くご意見をいただきたいと思っておりますので、ぜひご参加ください。

【と き】 1月29日(日) 午後1時30分～ (受付:午後0時30分～)

【と ころ】 上野フレックスホテル

【参加料】 無料

【問い合わせ】 本庁企画調整課 ☎22-9620



# パブリックコメントを募集します

	伊賀市交通計画策定にあたっての 基本的な考え方	伊賀市障害者福祉計画策定手続き
概要	<p>各支所において運行している行政バスの不均衡是正や、近鉄伊賀線・JR関西本線を含めた公共交通機関の維持存続が重要な課題となっています。</p> <p>このような状況下において、地域特性に応じた持続可能な交通体系の構築が必要不可欠となっています。そこで、行政バスのあり方や鉄道の維持存続に向けた施策のあり方を検討するとともに、伊賀市の将来像を支える交通体系の構築に向けた交通施策の立案を図ります。</p>	<p>障がいの重複化・多様化、また障がい者やその家族の高齢化が進み、福祉ニーズも多種多様化しています。</p> <p>障がい者が地域で生活することや就労を促進し自立を支援することを目的とした「障害者自立支援法」が成立し、障がいの種別を問わずに共通の福祉サービスを身近な地域で受けられるようになります。</p> <p>市では障がいのある人もない人も共に地域で安心して暮らせるまちづくりをめざして「伊賀市障害者福祉計画」を策定します。</p>
募集期間	12月19日(月)～1月20日(金) 必着	1月16日(月)まで 必着
募集内容	伊賀市交通計画策定の基本的な考え方に対する意見	伊賀市障害者福祉計画策定手続きに対する意見
中間案 閲覧方法	伊賀市ホームページ ( <a href="http://www.city.igalg.jp/">http://www.city.igalg.jp/</a> ) をご覧ください。本庁企画調整課および各支所地域振興課(室)に資料を用意します。	伊賀市ホームページ ( <a href="http://www.city.igalg.jp/">http://www.city.igalg.jp/</a> ) をご覧ください。本庁福祉政策課および各支所健康福祉課に資料を用意します。
意見の 提出方法	意見を提出する件名を記載し、ご意見(「該当箇所」およびそれに対する「意見内容」)・住所・氏名・電話番号を明記の上、郵便・FAX・Eメール(添付ファイル不可)・持参のいずれかで提出してください。	
その他	提出していただいたご意見は、計画策定の検討資料とさせていただきます。また、市の意見と併せて伊賀市ホームページで公表します。(個別に回答は行いません。)	
提出先 問い合わせ	〒518-8501 伊賀市上野丸之内116番地 伊賀市役所企画振興部企画調整課地域振興係 ☎22-9621 ☎22-9628 ✉kikaku@city.igalg.jp ※持参の場合は各支所地域振興課(室)でも受け付けます。	〒518-8501 伊賀市上野丸之内116番地 伊賀市役所健康福祉部福祉政策課 ☎22-9657 ☎22-9662 ✉fukushi@city.igalg.jp ※持参の場合は各支所健康福祉課でも受け付けます。

## パブリックコメント制度とは

市民の皆さんのご意見を市政に反映させ、市民の皆さんと行政が協働して市政の推進を図ることを目的に、市の重要な計画(基本計画や市民生活に重大な影響を及ぼすことが予測される計画)の立案の際に、その趣旨や内容を公表し、市民の皆さんや事業者の皆さんのご意見を聴かせていただき、市の最終的な意思決定を行う制度です。

### ●パブリックコメントの手続きの流れ

- ①重要な計画の策定に際し、策定の手続き(計画の概要、日程、予定する意見募集の手法など)を公表する。
- ②市の施策等に関する基本的計画や条例等の計画案を作成する。③計画案を「広報いが市」や「伊賀市ホームページ」等で公表し、広く意見を募集する。
- ④意見を郵便、FAX、電子メール等で担当課へ提出する。
- ⑤提出された意見と採否の結果およびその理由をあわせて公表する。⑥必要に応じて審議にかける。